

目的

- 家事、育児等の支援を要する出産後1年未満の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を受けるための費用を一部助成することで、産後も安心して子育てができる支援体制を確保し、もって母子保健福祉の増進を図る。

概要

- 里帰り先等、島外の医療機関や助産所で産後ケアを利用された場合、費用の一部を助成（償還払い）
- 助成額は、**利用料金の9割（1割は自己負担）**

＜事業内容＞

	宿泊型	通所型
ケア内容	産後の休息、食事の提供、乳房ケア、授乳指導、沐浴指導、母子の健康管理、母の心身や子の発育・発達等に関する相談、育児相談など	
対象者	村内に住所 があり、産後ケアを必要とする 出産後1年未満の母子 (母子ともに医療的な処置が必要のない方)	
利用上限	4泊5日まで （分割も可）	5日まで
助成額	1泊あたり上限30,000円	1回あたり上限15,000円
実施施設	自治体から「産後ケア事業」の委託を受けている施設等	

＜ご利用の流れ＞

